

令和6年度君津市小規模保育事業 A 型
整備運営事業者募集要項
(自主整備)

令和6年6月
君津市

目 次

1	公募の趣旨.....	1
2	募集施設の概要.....	1
3	応募者資格.....	1
4	遵守すべき法令.....	2
5	整備に関する条件.....	2
6	運営に関する条件.....	3
7	応募方法等.....	6
8	選定について.....	8
9	禁止事項.....	8
10	その他.....	9
11	スケジュール.....	9
12	問い合わせ・提出先.....	10

1 公募の趣旨

本市の待機児童の解消に向けて、保育需要が増加している3歳未満児の保育の受け皿を確保するため、小規模保育園を整備・運営する事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

2 募集施設の概要

施設種別	小規模保育事業A型
募集地区	市街化区域全域 ※土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を除く
募集施設数	1施設
設置方法	新設又は既存物件（賃貸含む。）の改修による設置
整備方法	事業者の自主整備による整備 ※施設整備に係る補助なし
開設時期	令和7年4月1日
定員	19人
受入年齢	生後2か月から2歳児まで
開園時間	午前7時から午後7時までを含む12時間以上とすること
休園日	日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始 （12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）
給食	原則、自園調理

3 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件をすべて満たすこととします。

- (1) 法人格を有する者又は当該小規模保育事業所開設までに法人格を有することができると思われるもの。（政治的な目的のために結成された法人を除く。）
- (2) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できること。
- (4) 応募に係る法人自らが事業所の整備運営事業者となること。
- (5) 直近の会計年度において、保育園等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (9) 既設法人においては法人及び法人代表者が、創設法人においては代表予定者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 整備運営事業者の管理又は運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (12) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (13) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

4 遵守すべき法令

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (4) 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 君津市家庭的保育事業等設置認可審査基準
- (6) 建築基準法及び関連法令
- (7) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

5 整備に関する条件

- (1) 土地・建物
 - ア 当該施設の用に供する土地にあつては、災害時に迅速かつ安全に避難可能な土地であることを最優先とし、この条件を満たす土地について事業者が確保すること。
 - イ 事業用地及び建物について、貸与又は取得がなされていない場合には、貸与又は取得が確実に見込まれること。

ウ 当該施設の用に供する土地の利用にあたり、周辺住民に理解されるよう、自治会へ説明を行うとともに、近隣住民への十分な説明及び理解を得られるよう努めること。

エ 新耐震基準を満たしている建物であること。

オ 貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）」の定めによること。

(2) 設備

ア 内法面積から固定された備品等の面積を控除した有効面積が基準面積を満たすこと。

イ 乳児室又はほふく室は、保育室と区画すること。また、乳幼児が出入り又は通行する場所には、乳幼児の転落事故等の防止策を講じ、安全管理に配慮すること。

ウ 地震時の家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮がされていること。

エ 保育室等は、原則として1階に設けること。なお、保育室等を複数階に亘り設ける場合の基準については、その施設の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

オ 屋外遊戯場は、原則として同一敷地内に整備すること。ただし、土地の確保が困難であり、同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合には、次に掲げる条件を満たす公園等を代替とすることを可能とする。

(ア) 施設からの距離が日常的に使用できる程度（乳幼児同伴で徒歩10分程度）にある。

(イ) 移動にあたって安全が確保されていること。

(ウ) 必要な面積、便所、手洗い場があり、複数の職員を同伴させる等、屋外活動にあたって安全が確保されていること。

カ 送迎用駐車場を確保すること。

(3) 事業計画及び資金計画

ア 土地の確保、施設の整備に要する資金は、全て整備運営事業者の負担とすること。

イ 自己資金として年間事業費（公定価格計算書で算定した額）の1/2以上の相当する額を確保しておくこと。

6 運営に関する条件

(1) 定員及び受入年齢

ア 定員は19人とすること。

イ 受入年齢は、生後2か月から2歳児までとすること。

(2) 開園時間及び休園日

ア 開園時間は次のとおりとすること。

午前7時から午後7時までを含む12時間以上とする

イ 休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）とすること。

(3) 職員配置

ア 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例や労働関係法規等を遵守するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、必要となる職員の配置に留意すること。

※主な職員配置基準は、次のとおり。

職員	基準
施設長	配置（保育士との兼務可）
保育士	・乳児3人につき保育士1人以上 ・1歳児及び2歳児6人につき1人以上 ※上記にて算出した人数に1人を加算した人数以上とする。
調理員	1人以上 ※連携施設等からの搬入の場合は、配置しなくても可
嘱託医	配置

イ 次の条件をすべて満たす施設長を配置すること。

(ア) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者。

(イ) 保育所をはじめとする児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等に2年以上従事した者。

(ウ) 常勤であり、実際に新設保育園の運営管理業務に専従していること。

(エ) 委託費からの給与支出があること。

ウ 保育士配置は常時2人を下回ってはならないこと。

エ 調理員は、職員の休暇対応などの勤務体制が確保されていること。

オ 施設長については、保育の安定性の観点から、3年以上勤務を継続するよう努めること。

なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。

(4) 食事の提供

ア 給食は原則、自園調理とすること。

イ 利用する児童に対し、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

- ウ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。
- エ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- オ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導に努めること。
- カ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。
- キ 連携施設又は整備運営事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等から給食を搬入することを可能とする。この場合において、条例に掲げる要件を満たすこと。

(5) 衛生管理及び健康診断

- ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。
- イ 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(6) 事故防止及び発生時の対応

- ア 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- エ 事故が発生した場合は、速やかに市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。
- オ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録すること。
- カ 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。
- キ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- ク 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。

(7) 連携施設について

- ア 連携施設は1施設限定ではなく、複数施設とすることも可能とする。小規模保育事業としてすべての連携内容における連携施設が確保されていればよい。
- イ 君津市立保育園及び君津市立認定こども園を連携施設として希望する場合は、別途協議とする。

(8) その他

ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。

イ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

7 応募方法等

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「令和6年度君津市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に関するエントリーシート」を提出してください。

ア 受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年7月17日（水）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出書類

令和6年度君津市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に関するエントリーシート

ウ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

窓口持込及び郵送（郵送の場合は記録の残る郵送方法で令和6年7月17日（水）必着）

(イ) 提出先

「12 問い合わせ・提出先」に提出してください。

エ 注意事項

エントリーシート受付後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出てください。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年7月17日（水）午後5時15分まで

イ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

令和6年度君津市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る質問書に記入のうえEメールで提出してください。

(イ) 提出先

「12 問い合わせ・提出先」に提出してください。

ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、Eメールにより回答します。
なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、市ホームページへ掲載します（質問者名は公表しません。）。

(3) 応募申込書

ア 受付期間

令和6年7月24日（水）から令和6年7月31日（水）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出書類

別添1「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

ウ 提出部数

正本1部、副本9部、合計10部

エ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

窓口持込 ※郵送不可

(イ) 提出先

「12 問い合わせ・提出先」に提出してください。

オ 提出書類の体裁

別添1「応募申込書及び提出書類一覧」を確認してください。

カ 注意事項

(ア) 応募書類の提出前に必ず面談による事前相談を済ませてください。事前相談のない提出は受け付けません。

(イ) 事前相談前に「12 問い合わせ・提出先」へ連絡し、予約してください。

(ウ) 整備運営事業者の選定に当たっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング内容を基に評価を行います。

(エ) 受付期間を過ぎたものは受理しません。

(オ) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

(カ) 提出された書類等は返却しません。

(キ) 応募のために申込者が負担した一切の費用については申込者負担とします。

(ク) 提出された書類は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づく開示請求の対象になります。また、選定の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要であると認められるときは公表する場合があります。

(ケ) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(コ) 応募締め切り後の応募書類の修正はできません。（ただし、市からの指示

により修正する場合を除きます。)

(ハ) 応募受付後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出てください。

8 選定について

(1) 整備運営事業者の選定方法

ア 整備運営事業者は、「家庭的保育事業等設置認可選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査選定し、市が決定します。

イ 選定は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び現場調査（必要に応じて）により行い、総合的に評価・審査します。

ウ 提案説明・ヒアリングの日時等については、個別に通知します。

エ 選定の結果、整備運営事業者なしとする場合があります。

オ 整備運営事業者の応募がない場合及び整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(2) 選定の手順

選定委員会による選定内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

応募申込書・添付書類の内容その他について、説明を行っていただき、ヒアリングを行います。提案説明・ヒアリングには既設法人の代表者、役員、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれかが対応してください。

※応募者から委託された業者による提案説明は認めません。

ウ 現場調査（必要に応じて）

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。

(4) 選定結果の公表

選定した整備運営事業者名等は、市のホームページで公開します。

(5) 選定結果の辞退

整備運営事業者として選定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、そのことから生じる損害の賠償を請求する場合があります。

9 禁止事項

(1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。

(2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合は応募を無効とします。

(3) 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。

ア 重要事項（整備場所、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した

場合(それ以外の項目についても変更の際は、随時事前の相談が必要です。

イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。

- (4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とします。
- (5) 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は、(1)から(4)の事項に該当することが判明した場合は選定を取り消すことがあります。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設設計に伴う変更等やむを得ないものについては、本市と協議のうえ、認める場合があります。

10 その他

- (1) 整備運営事業者は、保育所の認可手続きを行うこととなりますが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、選定を取り消すことがあります。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意してください。
- (2) 整備運営事業者として選定されてから施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、選定を取り消すことがあります。
- (3) 応募状況等の問い合わせには一切応じません。

11 スケジュール

募集要項等ホームページ掲載開始

令和6年6月3日(月)

エントリーシート受付期間

令和6年6月3日(月)から令和6年7月17日(水)まで

質問受付期間

令和6年6月3日(月)から令和6年7月17日(水)まで

応募申込書受付期間 ※事前相談必須

令和6年7月24日(水)から令和6年7月31日(水)まで

書類審査/提案説明・ヒアリング/現場調査(必要に応じて)

令和6年8月中

整備運営事業者の決定

令和6年9月中旬

工事着手

令和6年中に着手

工事竣工 ※建物表題登記完了期限

令和7年2月末まで

開設

令和7年4月1日

12 問い合わせ・連絡先

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

君津市健康こども部保育課 施設係（市役所2階）

電 話 0439-56-1528

FAX 0439-56-1629

Eメール hoiku@city.kimitsu.lg.jp